

社会福祉法人げんき保育園費用弁償規程

平成28年4月1日

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人げんき保育園定款8条に規定する役員及びその他の者（以下「役員等」という。）に支給する費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等が会議に出席したときは、日額費用弁償（交通費及び日当を含む）として、一律5000円を支給する。

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行うものとする。

(附 則)

この規定は平成28年4月1日から適用する。